

人事委員会年報

(平成22年度)

広島県人事委員会事務局

目 次

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	6
3 条例案に対する意見	8
4 人事委員会主要行事	9

第2 任用関係業務

1 職員の採用	11
（1）職員採用試験等の実施状況	11
（2）主な採用試験日程及び試験会場	15
（3）受験資格等	16
（4）採用選考の状況	17
（5）広報活動等	17
（6）危機管理等	18
2 職員の昇任	19
3 臨時的任用	19

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態	21
（1）職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比	21
（2）職員の平均給与月額	21
2 職種別民間給与実態調査	22
（1）調査の目的及び調査対象事業所等	22
（2）職員給与と民間給与との比較	22
3 職員の給与に関する報告及び勧告	24
（1）職員の給与に関する報告（要旨）	24
（2）勧告（要旨）	28
（3）人事行政における当面の諸課題に関する報告（要旨）	30
4 職員の給与制度改定の動き	33

第4 審査関係業務

1 公平審査	35
（1）不利益処分に関する不服申立て	35
（2）勤務条件に関する措置の要求	56
2 職員からの苦情相談	57
3 職員団体等	58
（1）職員団体の登録	58
（2）管理職員等の範囲の指定	59
4 労働基準監督機関としての職権行使	64

人事委員会の運営

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況

平成22年度の人事委員会は35回開催され、その内容は次のとおりである。

項目	開催年月日	付 議 事 項 等
第1回	平22.4.7 (水)	(付議事項) 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 不利益処分に関する不服申立てについて(平成21年度卒業式関係処分(県立学校)) (協議事項) 1 人事委員会日程(案)について (報告事項) 1 平成21年度職員による苦情相談の概要について 2 平成21年度事業所調査結果の概要について 3 平成22年度人事委員会事務局事務概要について
第2回	平22.4.23 (金)	(付議事項) 1 管理職員等の範囲を定める規則の制定及び一部改正について(受託分) 2 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校18・19年度人事) (報告事項) 1 平成22年度第1回警察官採用試験申込者数について 2 平成22年職種別民間給与実態調査について 3 全国人事委員会連合会役員会の概要について
第3回	平22.5.26 (水)	(付議事項) 1 人事委員会規則・指令の一部改正について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について(受託分) 3 不利益処分に関する不服申立てについて(平成21年度卒業式関係処分(県立学校)) (協議事項) 1 育児・介護休業法の改正に係る休暇制度(特別休暇)の改正について 2 人事委員会日程(案)について (報告事項) 1 平成22年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)採用計画について 2 平成22年度第1回警察官採用試験の第1次試験合格者について 3 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校・22年度人事) 4 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校・22年度人事) 5 措置要求の取下げについて
第4回	平22.6.11 (金)	(付議事項) 1 条例案に係る意見について 2 人事委員会規則及び指令の一部改正について 3 不利益処分に関する不服申立てについて(平成22年度入学式関係処分(県立学校)) 4 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校19~21年度人事) (報告事項) 1 平成22年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について
第5回	平22.6.22 (火)	(付議事項) 1 人事委員会規則及び指令の一部改正について 2 平成22年度広島県職員(警察少年育成官)採用試験実施計画について (報告事項) 1 平成22年度第1回警察官採用試験の第2次試験合格者について 2 平成22年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)採用計画について 3 平成22年度第2回警察官採用試験採用計画について 4 不服申立ての取下げについて(県立学校21年度人事)

第6回	平22.7.13 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職務代理者について 2 委員の職務分担について 3 労働基準監督権限の委任について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広島県職員(社会人経験者等)採用試験について 2 不利益処分に関する不服申立てについて(警察本部 戒告事案) 3 人事委員会日程(案)について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)の第1次試験合格者について 2 平成22年職種別民間給与実態調査の実施状況について 3 全国人事委員会連合会総会の概要について
第7回	平22.7.28 (水)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度第1回警察官採用試験の最終合格者の決定について 2 平成22年度広島県職員(社会人経験者等)採用試験実施計画について 3 職員の採用選考について 4 警察本部の参事官級等(公安職・行政職)への昇任選考について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年人事委員会勧告に向けての主な検討課題について 2 証人尋問時の遮へい措置について(警察本部 戒告事案) <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度人事委員会事務局事務概要について
第8回	平22.8.2 (月)	<p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて(警察本部戒告事案)
第9回	平22.8.10 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について 2 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校等・22年度人事) <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会勧告作業日程について 2 地域手当に関する本県の状況等について 3 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校教員 戒告事案) 4 人事委員会日程(案)について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の採用計画について
第10回	平22.8.20 (金)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 警察職員(工業(鑑識文書鑑定))の採用選考について 3 不利益処分に関する不服申立てについて(小学校・22年度人事) 4 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校・22年度人事) <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会勧告に向けての検討課題について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国人事委員会連合会役員会の概要について
第11回	平22.9.1 (水)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校・22年度人事) 2 不利益処分に関する不服申立てについて(小学校・22年度人事) 3 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程(案)について
第12回	平22.9.7 (火)	<p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて(警察本部戒告事案) 2 不利益処分に関する不服申立てについて(小学校教員戒告事案)
第13回	平22.9.8 (水)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について

第14回	平22.9.10 (金)	(付議事項) 1 人事委員会傍聴規則の一部改正について 2 公安職9級及び公安職8級に属する職への昇任選考について 3 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について (協議事項) 1 不利益処分に関する不服申立てについて(小学校教員戒告事案) (報告事項) 1 平成22年度第2回警察官・平成22年度警察少年育成官採用試験の申込者数について 2 平成22年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の申込者数について
第15回	平22.9.13 (月)	(協議事項) 1 不利益処分に関する不服申立てについて(小学校教員戒告事案)
第16回	平22.9.16 (木)	(付議事項) 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について (報告事項) 1 職員団体との協議について
第17回	平22.9.24 (金)	(付議事項) 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について
第18回	平22.9.28 (火)	(付議事項) 1 人事委員会指令(級別職務区分表)の一部改正について 2 「管理職員等の範囲を定める規則」の一部改正について 3 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について (報告事項) 1 平成22年度第2回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について 2 平成22年度広島県職員(警察少年育成官)採用試験の第1次試験合格者について 3 平成22年度広島県職員採用試験(社会人経験者等)の申込者数について 4 平成22年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の申込者数について 5 職員団体との協議について
第19回	平22.10.7 (木)	(付議事項) 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について
第20回	平22.10.21 (木)	(協議事項) 1 不利益処分に関する不服申立てについて(警察本部戒告事案) 2 人事委員会日程について (報告事項) 1 平成22年度第2回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について 2 平成22年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の第1次試験合格者について 3 平成22年度広島県職員採用試験(社会人経験者等)等の受験者数について 4 平成22年各都道府県の給与勧告の状況について 5 職員団体との協議について 6 第5回広島県経済財政会議について
第21回	平22.10.26 (火)	(付議事項) 1 職員の採用選考について (協議事項) 1 不利益処分に関する不服申立てについて(小学校教員戒告事案) 2 給与勧告関係の検討状況及び今後の対応について
第22回	平22.10.29 (金)	(協議事項) 1 不利益処分に関する不服申立てについて(警察本部戒告事案)

第23回	平22.11.19 (金)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度第2回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 2 平成22年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の最終合格者の決定について 3 平成22年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の最終合格者の決定について 4 平成22年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の合格者の決定について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて（小学校教員戒告事案） 2 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度広島県職員採用試験（社会人経験者等）等の第1次試験合格者について
第24回	平22.11.26 (金)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 平成22年度広島県職員採用試験（社会人経験者等）の最終合格者の決定について 3 平成22年度広島県警察職員（工業（鑑識文書鑑定））採用選考資格認定試験の最終合格者の決定について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国人事委員会連合会役員会の概要について 2 確定交渉における給与改定等の提案状況について 3 人件費マネジメントに係る諸制度の検討状況について 4 「広島県職員採用ガイダンス」の開催について
第25回	平22.12.9 (木)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に係る意見について 2 不利益処分に関する不服申立てについて（警察本部戒告事案） <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて（小中学校18・19年度人事） 2 不利益処分に関する不服申立てについて（小学校教員戒告事案） 3 人事委員会日程について
第26回	平22.12.21 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則・指令の一部改正について 2 不利益処分に関する不服申立てについて（警察本部戒告事案） <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立ての取下げについて（県立学校19～21年度人事） 2 不服申立てに係る対応について（小学校教員戒告事案）
第27回	平23.1.13 (木)	<p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて（小中学校18・19年度人事） 2 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立ての取下げについて
第28回	平23.1.26 (水)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度現業職員（教育委員会）任命換選考の合格者の決定について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育職給料表の特2級の運用状況の確認について
第29回	平23.2.8 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に係る意見について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度採用試験制度の見直しについて 2 人事管理制度の見直しについて 3 管理職員の新たな勤勉手当制度について 4 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校 19～21年度人事）

第30回	平23. 2.22 (火)	(付議事項) 1 平成23年度広島県職員採用試験実施計画について 2 人事委員会指令(級別職務区分表)の一部改正について 3 警察本部の採用選考について 4 警察本部の参事官級等(公安職・行政職・研究職)への昇任選考について (協議事項) 1 人事委員会日程について (報告事項) 1 不服申立て事案の処理状況について 2 請求人側からの要望について(小学校教員戒告事案) 3 全国人事委員会連合会役員会の概要について
第31回	平23. 2.28 (月)	(付議事項) 1 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 2 平成23年度現業職員(教育委員会)の行政職への任命換選考について (協議事項) 1 初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則の改正方針について (報告事項) 1 平成23年度第1回広島県警察官採用試験採用計画について
第32回	平23. 3. 8 (火)	(付議事項) 1 人事委員会規則・指令等の一部改正等について 2 公安職9級及び公安職8級に属する職への昇任選考について (協議事項) 1 級別職務区分表等の改正方針について 2 男性職員の育児参加休暇について 3 不利益処分に対する不服申立てについて(県立学校19年度・20年度・21年度人事) 4 人事委員会日程について
第33回	平23. 3.15 (火)	(付議事項) 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 人事委員会指令の一部改正等について 3 県の課長相当職以上への昇任選考等について 4 職員の採用選考等について (協議事項) 1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校19年度・20年度・21年度人事) 2 要望書への対応について(小学校教員戒告事案) (報告事項) 1 職員団体からの要望等について
第34回	平23. 3.25 (金)	(付議事項) 1 人事委員会規則・訓令・指令の一部改正等について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について(受託分) (協議事項) 1 一般職の任期付職員の採用について 2 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校18年度・19年度人事) 3 要望書への対応について(小学校教員戒告事案) (報告事項) 1 勤勉手当の成績率の運用について
第35回	平23. 3.30 (水)	(付議事項) 1 人事委員会規則・指令の一部改正等について 2 県の職員の課長相当職への昇任選考について (協議事項) 1 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校18年度・19年度人事)

付議事項 69件

協議事項 48件

報告事項 51件

合計 168件

2 人事委員会規則の制定・改廃

平成22年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
平 22. 4. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 22. 4. 1 公布・施行	広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 22. 4.12 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 22. 4.30 公布・施行	広島中部台地土地改良施設管理組合の管理職員等の範囲を定める規則 (受託分)	職の新設に伴う所要の改正
平 22. 4.30 公布・施行	安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 22. 4.30 公布・施行	世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 22. 5.31 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の改正に伴う所要の改正
平 22. 5.31 公布・施行	安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 22. 5.31 公布・施行	山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 22. 5.31 公布・施行	神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平22.6.17公布 平22.6.30施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	育児・介護休業法の改正及び制度見直しに伴う所要の改正
平 22. 6.28 公布・施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	雇用保険法の一部改正等に伴う所要の改正
平22.6.28公布 平22.6.30施行	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	職員の育児休業等に関する条例の一部改正等に伴う所要の改正
平 22. 9.13 公布・施行	広島県人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則	制度見直しに伴う所要の改正
平 22.10. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職の新設に伴う所要の改正
平22.12.27公布 平23. 1. 1施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正及び制度見直しに伴う所要の改正
平22.12.27公布 平23. 1. 1施行	管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平22.12.27公布 平23. 1. 1施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平22.12.27公布 平23. 1. 1施行	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則	市町の条例等改正に伴う所要の改正
平22.12.27公布 平23. 1. 1施行	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平23. 3.14公布 平23. 4. 1施行	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	制度見直し等に伴う所要の改正

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
平23.3.22 公布 平23.4.1 施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正及び職制の見直しに伴う所要の改正
平23.3.22 公布 平23.4.1 施行	管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平23.3.22 公布 平23.4.1 施行	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則	市町の条例等改正に伴う所要の改正
平23.3.28 公布 平23.4.1 施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	制度見直しに伴う所要の改正
平23.3.31 公布 平23.4.1 施行	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	制度見直しに伴う所要の改正
平23.3.31 公布 平23.4.1 施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平23.3.31 公布 平23.4.1 施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平23.3.31 公布 平23.4.1 施行	職員の地域手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平23.3.31 公布 平23.4.1 施行	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平23.3.31 公布 平23.4.1 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
平23.3.31 公布 平23.4.1 施行	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則	小中学校、共同調理場の統廃合、新設に伴う所要の改正

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、平成22年度に意見を求められた条例案6件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
H22. 6. 11	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	適切と考える
H22. 12. 9	知事等の給与の特例に関する条例案中職員に関する部分	特例として行われる措置であると思料する。
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適切と考える
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正	
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正		
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正		
	職員の給与に関する条例及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	適切と考える
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例案	適切と考える
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正	
H23. 2. 8	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	適切と考える

4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
平成22年 4月	4. 7 第1回人事委員会 4.23 第2回人事委員会	4. 9 全国人事委員会連合会役員会 4.26 十四都道府県協議会 委員長・局長会議	
5月	5.26 第3回人事委員会	5.10 中国地方人事委員会協議会 委員全員会議	
6月	6.11 第4回人事委員会 6.22 第5回人事委員会	6.18 全国人事委員会連合会 役員会・総会	
7月	7.13 第6回人事委員会 7.28 第7回人事委員会	7. 8 公平審査事務研修会	7.22 大卒程度2次試験 ～8.4 (面接:10日間)
8月	8. 2 第8回人事委員会 8.10 第9回人事委員会 8.20 第10回人事委員会	8.10 全国人事委員会連合会役員会	8. 2 口頭審理
9月	9. 1 第11回人事委員会 9. 7 第12回人事委員会 9. 8 第13回人事委員会 9.10 第14回人事委員会 9.13 第15回人事委員会 9.16 第16回人事委員会 9.24 第17回人事委員会 9.28 第18回人事委員会		9. 7 口頭審理 9.13 口頭審理
10月	10. 7 第19回人事委員会 10.21 第20回人事委員会 10.26 第21回人事委員会 10.29 第22回人事委員会		10. 7 人事委員会勧告 10.21 口頭審理 10.26 口頭審理
11月	11.19 第23回人事委員会 11.26 第24回人事委員会	11. 8 全国人事委員会連合会 役員会・総会	11.19 口頭審理
12月	12. 9 第25回人事委員会 12.21 第26回人事委員会		
平成23年 1月	1.13 第27回人事委員会 1.26 第28回人事委員会		1.13 口頭審理
2月	2. 8 第29回人事委員会 2.22 第30回人事委員会 2.28 第31回人事委員会	2. 2 全国人事委員会連合会役員会	
3月	3. 8 第32回人事委員会 3.15 第33回人事委員会 3.25 第34回人事委員会 3.30 第35回人事委員会		3.15 口頭審理 3.30 口頭審理

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 35回

●人事委員会協議会関係

8回

●口頭審理 9回

任用關係業務

第2 任用関係業務

1 職員の採用

(1) 職員採用試験等の実施状況

平成22年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 平成22年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	平成22年度				平成21年度				増 減							
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率 ポイント	
									(人)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)		
競 争 試 験	大学卒業 程 度	1,442	816	105	7.8	938	613	77	8.0	504	53.7	203	33.1	28	36.4	△ 0.2
	うち行政	519	306	39		313	197	29		206	65.8	109	55.3	10	34.5	
	大学卒業 社会人経験者等	1,024	570	59	9.7	594	397	42	9.5	430	72.4	173	43.6	17	40.5	0.2
	うち行政	369	207	19		190	121	16		179	94.2	86	71.1	3	18.8	
	大学卒業 社会人経験者等	1,226	896	22	40.7											
	うち行政	391	279	6												
	うち行政	1,038	752	12	62.7	594	397	42	9.5	444	74.7	355	89.4	△ 30	△ 71.4	53.2
	うち行政	348	243	4		190	121	16		158	83.2	122	100.8	△ 12	△ 75.0	
	高校卒業 程 度	167	127	12	10.6	145	116	13	8.9	22	15.2	11	9.5	△ 1	△ 7.7	1.7
	うち行政	101	78	9		83	66	8		18	21.7	12	18.2	1	12.5	
	うち行政	167	127	12	10.6	145	116	13	8.9	22	15.2	11	9.5	△ 1	△ 7.7	1.7
	うち行政	101	78	9		83	66	8		18	21.7	12	18.2	1	12.5	
	小計	2,835	1,839	139	13.2	1,083	729	90	8.1	1,752	161.8	1,110	152.3	49	54.4	5.1
	うち行政	1,011	663	54		396	263	37		615	155.3	400	152.1	17	46.0	
	うち行政	2,229	1,449	83	17.5	739	513	55	9.3	1,490	201.6	936	182.5	28	50.9	8.2
	うち行政	818	528	32		273	187	24		545	199.6	341	182.4	8	33.3	
	第1回警察官 (男性)	1,490	1,127	100	11.3	1,371	1,076	156	6.9	119	8.7	51	4.7	△ 56	△ 35.9	4.4
	第2回警察官 (男性)	1,456	975	113	8.6	1,179	797	103	7.7	277	23.5	178	22.3	10	9.7	0.9
	第1回警察官 (女性)	406	260	22	11.8	333	236	23	10.3	73	21.9	24	10.2	△ 1	△ 4.3	1.5
第2回警察官 (女性)	406	260	22		333	236	23		73	21.9	24	10.2	△ 1	△ 4.3		
第2回警察官 (女性)	386	189	11	17.2	287	161	18	8.9	99	34.5	28	17.4	△ 7	△ 38.9	8.3	
警察少年育成官	386	189	11		287	161	18		99	34.5	28	17.4	△ 7	△ 38.9		
警察少年育成官	67	41	1	41.0					67	皆増	41	皆増	1	#DIV/0!	41.0	
警察少年育成官	35	21	1						35	皆増	21	皆増	1	#DIV/0!		
競争試験計	6,640	4,431	386	11.5	4,253	2,999	390	7.7	2,387	56.1	1,432	47.7	△ 4	△ 1.0	3.8	
競争試験計	1,838	1,133	88		1,016	660	78		822	80.9	473	71.7	10	12.8		
選 考 試 験	身体に障害のある人 を対象とした試験	15	13	4	3.3	24	18	4	4.5	△ 9	△ 37.5	△ 5	△ 27.8	0	0.0	△ 1.2
	職業訓練指導員					29	26	2	13.0	△ 29	皆減	△ 26	皆減	△ 2	皆減	-
	心理療法士	16	12	1	12.0	28	26	1	26.0	△ 12	△ 42.9	△ 14	△ 53.8	0	0.0	△ 14.0
	医療ソーシャル ワーカー					21	17	1	17.0	△ 21	皆減	△ 17	皆減	△ 1	皆減	-
	警察官 (術科指導員)	3	3	3	1.0	4	4	4	1.0	△ 1	△ 25.0	△ 1	△ 25.0	△ 1	△ 25.0	0.0
	研究員(工業 (鑑識文書鑑定)	9	6	1	6.0					9	皆増	6	皆増	1	皆増	-
選考試験計	43	34	9	3.8	106	91	12	7.6	△ 63	△ 59.4	△ 57	△ 62.6	△ 3	△ 25.0	△ 3.8	
合計 (競争試験+選考試験)	6,683	4,465	395	11.3	4,359	3,090	402	7.7	2,324	53.3	1,375	44.5	△ 7	△ 1.7	3.6	
そ の 他 採 用 選 考	知事部局等(行政職等)		31	31	1.0		31	31	1.0			0	0.0	0	0.0	0.0
	教育委員会(行政職)		18	18	1.0		15	15	1.0			3	20.0	3	20.0	0.0
	警察本部(警察官等)		42	42	1.0		42	42	1.0			0	0.0	0	0.0	0.0
	計		91	91	1.0		88	88	1.0			3	3.4	3	3.4	0.0

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。

2. 下段は、女性で内数。

第2表 主な平成22年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(平成23年4月1日現在)

試験 区分	職 種	採用予 定人員 名程度	申込者数 (A) 人	第1次試験											第2次試験						最終競 争倍率 (B/D)	採用者数 人			
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格率 (C/B)	受験者数	最終合格者数(D)								
				院	大	短	高	計		院	大	短	高	計			院	大	短	高			計		
大学 卒業 程度 試験	行政 小計	一般事務	34	850	46	391	4	4	445	52.4	22	81	1		104	23.4	96	12	36			48	10.8	9.3	36
				295	12	136	3	1	152		3	23			26		24	2	11			13			8
		警察事務	8	174	6	116	1	2	125	71.8	3	22			25	20.0	23		11			11	8.8	11.4	9
				74	2	51	1	1	55		1	8			9		8		6			6			6
			42	1,024	52	507	5	6	570	55.7	25	103	1		129	22.6	119	12	47			59	10.4	9.7	45
			369	14	187	4	2	207		4	31			35		32	2	17			19			14	
	行政 以外	心理	3	51	22	14			36	70.6	4	4			8	22.2	8	2	2			4	11.1	9.0	4
				35	16	9			25		2	3			5		5	1	2			3			3
		衛生(衛生一般)	6	78	23	30			53	67.9	4	10			14	26.4	14	3	4			7	13.2	7.6	7
				43	14	17			31		2	4			6		6	2	2			4			4
		農業	4	44	6	21			27	61.4	4	4			8	29.6	8	3	2			5	18.5	5.4	4
				14	1	7			8		1	2			3		3	1	2			3			2
		林業	2	14	2	6			8	57.1	2	4			6	75.0	6	1	1			2	25.0	4.0	2
				5	1	3			4		1	2			3		3		1			1			1
		畜産一般	2	12	4	5		1	10	83.3	3	2		1	6	60.0	5	1	1		1	3	30.0	3.3	2
				9	3	4			7		2	1			3		2	1	1			2			1
		水産	2	20	6	7	1		14	70.0	4	2			6	42.9	6	2				2	14.3	7.0	2
				3	1	2			3		1				1		1	1				1			1
		工業(化学)	4	43	12	9			21	48.8	9	4			13	61.9	12	4	1			5	23.8	4.2	5
				6	1	1			2		1	1			2		2	1	1			2			2
工業(物理)		1	12	3	3	1		7	58.3	3	2			5	71.4	4	1				1	14.3	7.0	1	
工業(電気)	1	11		2			2	18.2		2			2	100.0	2		1			1	50.0	2.0	1		
		1		1			1			1			1		1										
工業(電子)	2	17	4	4			8	47.1	3	3			6	75.0	6	1	1			2	25.0	4.0	2		
		1		1			1			1			1		1										
工業(鑑識法医)	1	33	11	9			20	60.6	3	2			5	25.0	5		1			1	5.0	20.0	1		
		18	7	4			11		2				2		2										
総合土木	8	57	9	15			24	42.1	8	12			20	83.3	20	3	6			9	37.5	2.7	8		
		11		3			3			3			3		3		3			3			2		
建築	3	26	1	13	2		16	61.5		6	2		8	50.0	6		3	1		4	25.0	4.0	4		
		4		3			3			1			1		1		1			1			1		
	小計	39	418	103	138	4	1	246	58.9	47	57	2	1	107	43.5	102	21	23	1	1	46	18.7	5.3	43	
			150	44	55			99		12	19			31		30	7	13			20			17	
	計	81	1,442	155	645	9	7	816	56.6	72	160	3	1	236	28.9	221	33	70	1	1	105	12.9	7.8	88	
			519	58	242	4	2	306		16	50			66		62	9	30			39			31	
大学 卒業 程度 試験	社会 人 経 験 者	一般事務	12	1,038	99	582	28	43	752	72.4	7	19		1	27	3.6	26	2	9	1	12	1.6	62.7	9	
				348	28	181	21	13	243		2	11		1	14		13		3	1	4			4	
		衛生(衛生一般)	4	105	30	42	2	6	80	76.2	6	3			9	11.3	7	4			4	5.0	20.0	3	
	総合土木	4	83	14	31	5	14	64	77.1	5	3		1	9	14.1	8	5	1			6	9.4	10.7	6	
			3	1	1		1	3		1				1		1	1				1			1	
	小計	20	1,226	143	655	35	63	896	73.1	18	25		2	45	5.0	41	11	10		1	22	2.5	40.7	18	
			391	44	197	22	16	279		5	11		1	17		16	2	3		1	6			5	
高校 卒業 程度 試験	行政	一般事務	5	90		6	9	46	61	67.8			3	11	14	23.0	14			1	5	6	9.8	10.2	3
				44		3	9	18	30				3	5	8		8			1	3	4			3
	警察事務	6	77		4	10	52	66	85.7		1	3	16	20	30.3	20			2	4	6	9.1	11.0	4	
			57		2	10	36	48			1	3	12	16		16			2	3	5			3	
	小計	11	167		10	19	98	127	76.0		1	6	27	34	26.8	34			3	9	12	9.4	10.6	7	
			101		5	19	54	78			1	6	17	24		24			3	6	9			6	
身体に障害のある人を 対象とした試験		4	15		5	1	7	13	86.7					—	—	—			1	3	4	30.8	3.3	4	
			4				2	2												1	1			1	
総 計		116	2,850	298	1,315	64	175	1,852	65.0	90	186	9	30	315	17.0	296	44	81	4	14	143	7.7	13.0	117	
			1,015	102	444	45	74	665		21	62	6	18	107		102	11	33	3	8	55			43	

(注)・採用予定人員は、受験案内表示による。
 ・下段は女性で内数
 ・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。

第3表 平成22年度広島県警察官等採用試験実施状況

試験区分	職種	採用予定人員名	申込者数(A)	第1次試験						第2次試験						第3次試験						最終競争倍率(B/E)	採用者数(人)							
				受験者数(B)			受験率(B/A)	合格者数(C)			合格率(C/B)	受験者数			合格率(D/B)	合格者数(D)			合格率(E/B)	最終合格者数(E)										
				大	短	他		大	短	他		大	短	他		大	短	他		大	短			他	大	短	他			
第1回	警察官A (男性):10月採用	26	447	355	79.4	94	26.5	85	66	66	18.6	60	29	29	8.2	29	8.2	12.2	26											
	警察官A (男性):4月採用	30	527	411	78.0	142	34.5	128	102	102	24.8	92	46	46	11.2	46	11.2	8.9	32											
	警察官B (男性)	20	516	361	70.0	21	6	51	78	21.6	68	12	5	3	17	25	6.9	14.4	21											
	警察官A (女性):10月採用	5	80	47	58.8	22	46.8	19	14	14	29.8	12	6	6	12.8	6	12.8	7.8	6											
第2回	警察官A (女性):4月採用	5	208	152	73.1	35	23.0	27	25	25	16.4	24	11	11	7.2	11	7.2	13.8	7											
	警察官B (女性)	4	118	1	16	44	61	51.7	7	11	29.5	14	2	9	1	4	8.2	12.2	4											
	計	90	1,896	1,018	32	337	0	1,387	73.2	314	13	62	7	47	0	273	19.7	251	97	4	21	0	122	8.8	11.4	96				
	警察官A (男性)	65	881	607	68.9	238	39.2	221	163	163	26.9	157	66	66	10.9	66	10.9	9.2	59											
第3回	警察官B (男性)	47	575	54	300	368	64.0	39	7	137	49.7	178	21	3	100	124	33.7	120	5	42	12.8	7.8	36							
	警察官A (女性)	5	203	97	47.8	21	21.6	19	11	11	11.3	10	5	5	5.2	5	5.2	19.4	5											
	警察官B (女性)	5	203	97	50.3	21	23.9	19	11	11	15.2	10	5	5	6.5	5	6.5	15.3	4											
	計	122	1,842	759	27	378	0	1,164	63.2	298	8	158	0	464	39.9	446	301	76	1	47	0	124	10.7	9.4	104					
警察官総計	212	3,738	1,777	59	715	0	2,551	68.2	612	21	220	0	853	33.4	787	414	11	160	0	585	22.9	552	173	5	68	0	246	9.6	10.4	200
		792	298	29	122	0	449		78	8	32	0	118		97	50	3	22	0	75		70	22	2	9	0	33		10	

(注) *採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は、女性で内数。

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。

・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(参考)

第4表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
全 職 種	人(程度) 採用予定者数	84	88	60	21	20	46	46	41	59	81
	人 申 込 者 数 (A)	1,625 (546)	1,702 (605)	1,676 (587)	950 (357)	952 (340)	870 (340)	795 (301)	666 (249)	938 (313)	1,442 (519)
	人 受 験 者 数 (B)	1,254 (432)	1,278 (440)	1,182 (403)	576 (213)	625 (223)	545 (207)	510 (188)	408 (154)	613 (197)	816 (306)
	人 最終合格者数 (C)	104 (33)	99 (27)	76 (19)	32 (8)	26 (8)	57 (23)	58 (24)	50 (25)	77 (29)	105 (39)
	% 受 験 率 (B/A)	77.2	75.1	70.5	60.6	65.7	62.6	64.2	61.3	65.4	56.6
	倍 競 争 倍 率 (B/C)	12.1	12.9	15.6	18.0	24.0	9.6	8.8	8.2	8.0	7.8
	人 採 用 者 数 (D)	94 (27)	87 (23)	64 (13)	25 (8)	21 (5)	45 (18)	50 (20)	43 (20)	68 (27)	88 (31)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	58	59	29	8	9	30	24	18	31	42
	人 申 込 者 数 (A)	1,267 (430)	1,311 509	1,165 (426)	645 (241)	682 (254)	617 (248)	526 (191)	449 (175)	594 (190)	1,024 (369)
	人 受 験 者 数 (B)	978 (339)	975 (363)	795 (276)	361 (129)	420 (156)	366 (142)	314 (111)	255 (100)	397 (121)	570 (207)
	人 最終合格者数 (C)	73 (20)	68 (18)	40 (12)	17 (3)	12 (4)	39 (14)	33 (12)	23 (13)	42 (16)	59 (19)
	% 受 験 率 (B/A)	77.2	74.4	68.2	56.0	61.6	59.3	59.7	56.8	66.8	55.7
	倍 競 争 倍 率 (B/C)	13.4	14.3	19.9	21.2	35.0	9.4	9.5	11.1	9.5	9.7
	人 採 用 者 数 (D)	65 (15)	60 (16)	31 (8)	12 (3)	9 (3)	27 (9)	27 (9)	19 (9)	34 (14)	45 (14)

(注) ()内は女性で内数

(2) 主な採用試験日程及び試験会場

平成22年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

試験区分	受験案内・ 申込書配布 開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験 合格発表	第2次試験 ～ 第2次試験	第2次試験 合格発表	第3次試験 ～ 第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官	3月12日(金) ～ 4月12日(月)	5月9日(日)	5月9日(日)	5月19日(水)	5月29日(土) ～ 5月30日(日)	6月15日(火)	7月12日(月) ～ 7月16日(金)	8月3日(火)	(広島会場) 広島工業大学 (福山会場) 福山誠之館高等学校	広島県警察学校	広島県庁
大学卒業程度試験	5月14日(金) ～ 6月4日(金)	6月27日(日)	6月27日(日)	7月7日(水)	7月22日(木) ～ 8月4日(水)	—	—	8月12日(木)	(広島会場) 広島工業大学 (東京会場) 明治学院大学 キャンパス (東京都港区)	広島県庁	—
第2回警察官	7月7日(水) ～ 8月27日(金)	9月19日(日)	9月19日(日)	9月30日(水)	10月9日(土) ～ 10月10日(日)	10月21日(水)	11月8日(月) ～ 11月12日(金)	11月25日(水)	(広島会場) 広島工業大学 (福山会場) 福山葦陽高等学校	広島県警察学校	広島県庁
高校卒業程度試験	7月7日(水)	9月26日(日)	9月26日(日)	10月21日(水)	11月2日(火) ～ 11月5日(金)	—	—	11月25日(水)	(広島会場) 広島県庁 (福山会場) 東部総務事務所	広島県庁	—
身体に障害のある人 を対象とした試験	9月1日(水) ～ 9月22日(水)	10月17日(日)	10月17日(日)	—	—	—	—	11月25日(水)	広島県庁	—	—
社会人経験者等試験	9月1日(水) ～ 9月22日(水)	10月17日(日)	10月17日(日)	11月2日(火)	11月15日(月) ～ 11月18日(水)	—	—	12月1日(水)	(広島会場) 比治山大学 (東京会場) 中央大学 理工学部校 舎 (東京都文京区)	広島県庁	—

(3) 受験資格等

平成22年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年齢(生年月日)	性別	学歴	その他
大学卒業程度		昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者と平成元年4月2日以降に生まれた大卒(卒見含む)の者	—		
		平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	—		
		昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者	—		
		昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	—		※①
身体に障害のある人を対象とした試験		昭和55年10月2日から平成4年4月1日までに生まれた者	男性	警察官(男性) A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成22年9月末日までに卒業見込みの者
			女性	警察官(女性) A	
			男性	警察官(男性) B	
			女性	警察官(女性) B	上記以外の者
第1回警察官		昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	男性	警察官(男性) A	
			女性	警察官(女性) A	
			男性	警察官(男性) B	
			女性	警察官(女性) B	上記以外の者
第2回警察官		昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	男性	警察官(男性) A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成23年3月末日までに卒業見込みの者
			女性	警察官(女性) A	
			男性	警察官(男性) B	
			女性	警察官(女性) B	上記以外の者

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者(工業を除く。)

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者

※① 事務職として介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、自力で通勤ができる者で次のすべてに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

イ 活字印刷用文による出題に対応できる者

※② 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者、並びに、短期大学、高等専門学校及び高等学校を平成22年10月1日から平成23年3月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

(4) 採用選考の状況

平成22年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

（病院事業局）

実施月日	職 種	受験者数	合格者数
平成22年5月16日(日)	心理療法士	12人	1人

（警察本部）

実施月日	職 種		受験者数	合格者数
平成22年8月24日(火)	警察官	術科指導員	3人	3人
平成22年10月17日(日)	警察職員	工業（鑑識文書鑑定）	6人	1人

（選考試験の計）

受験者数	合格者数
21人	5人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行政職等	31人	31人
教育委員会	行政職	18人	18人
警察本部	警察官等	42人	42人
計		91人	91人

（注）任命権者への委任分を除く。知事部局には病院事業局を含む。

(5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙である「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページを利用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 「職員採用ガイダンス」の開催

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、「広島県職員採用ガイダンス」を平成23年1月12日、県庁講堂にて開催し、151名の参加を得た。内容は、知事からのメッセージ、採用試験制度や仕事内容の説明のほか、グループに分かれての若手県職員との意見交換及び職場見学を行った。また、ガイダンスの内容については、人事委員会のホームページに掲載した。

エ 試験制度説明会の実施

県外の学生を県庁に招いたり，県内の大学等を訪問し，学生を対象として試験制度説明会を実施し，試験制度や県行政について説明等を行った。

(6) 危機管理等

採用試験の実施に当たっては，天候や公共交通機関の遅延等により，予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため，次のとおりの対策を講じた。

ア 危機管理マニュアル

当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合の対応マニュアルを準備し，不測の事態に備えている。

イ 携帯版ホームページの作成

天候や公共交通機関の遅延などにより，予定どおりの試験実施が困難になると想定される場合に，受験者に試験実施についての情報を提供するため，人事委員会のホームページに携帯電話で閲覧できる，情報提供ページを準備している。

2 職員の昇任

平成 22 年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	1	1		2	4
部 長 相 当 職	15	1	1	2	19
課 長 相 当 職	62	8	3	7	80
担当監・参事相当職	84	19	10	9	122
主 幹 相 当 職	152	43	12	29	236
主 査 相 当 職	164	38	14	30	246
合 計	478	110	40	79	707

(注) () は、教育委員会及び警察本部等における職名。警察本部については警察官を除く。

次に掲げる職への昇任については、その選考を各任命権者に委任している。

- (一) 副主任研究員及びこれらに相当する職
- (二) 主任及びこれらに相当する職
- (三) 本庁の課長の職又はこれに相当する職より下位の職において、現にある職が2以上の職務の級に区分されている職（研究職を除く。）で、その職を異にすることなく上位の職務の級に属する職
- (四) 研究職2級の研究員の職

※ なお、警察本部における、警察官の警部以下の階級にかかる昇任選考資格認定試験合格者名簿登載者からの昇任についても任命権者に委任している。

3 臨時的任用

一年以内に廃止されることが予想される職または適当な任用候補者が不在の場合等に認められる臨時的任用について、教育委員会の申請に基づき承認を行っている。

件数は、次のとおりである。

期 間	件 数
平成 22.4.1～平成 23.3.31	172

※ なお、給与が日額を持って支給される職及び教育職員については包括承認している。

給 与 関 係 業 務

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、平成22年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、29,803人で、これを職務の種類別にみると、教育職が全体の59.1%を占め、以下行政職21.5%、公安職17.1%、医療職1.3%、研究職1.0%の順となっている。

(平成22年4月現在)

区分 給料表	適用 人員 人	平均 年齢 歳	平均経 験年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全 給 料 表	29,803	43.7	21.9	77.8	8.8	13.3	0.1	59.7	40.3
行 政 職 給 料 表	6,416	43.8	22.8	55.7	14.3	29.9	0.1	68.5	31.5
公 安 職 給 料 表	5,108	38.8	18.1	57.5	3.2	39.0	0.2	93.7	6.3
教育職給料表(二)(ロ)	4,525	46.1	23.7	94.1	4.8	1.1	-	61.5	38.5
教育職給料表(三)(イ)	13,075	44.8	22.5	90.4	9.6	-	-	41.9	58.1
研 究 職 給 料 表	288	42.1	19.8	99.0	0.7	0.3	-	83.7	16.3
医 療 職 給 料 表 (一)	39	37.2	14.2	100.0	-	-	-	76.9	23.1
医 療 職 給 料 表 (二)	281	45.4	23.3	71.9	28.1	-	-	24.6	75.4
医 療 職 給 料 表 (三)	71	46.6	24.5	94.4	4.2	1.4	-	0.0	100.0

(2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で8,602円(2.1%)増加している。

なお、特例措置により給与の減額が実施されており、この特例措置がないものとした場合、昨年と比べると6,508円(1.6%)の減少となる。

区分 給料表	平成22年(A) (カッコ内は減額措置前の額)	平成21年(B) (カッコ内は減額措置前の額)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
全 給 料 表	408,745 円 (408,780)	400,143 円 (415,288)	102.1 % (98.4)
行 政 職 給 料 表	386,744 (386,859)	373,842 (388,538)	103.5 (99.6)
公 安 職 給 料 表	358,156 (358,216)	349,866 (363,009)	102.4 (98.7)
教育職給料表(二)(ロ)	445,147 (445,147)	438,172 (454,063)	101.6 (98.0)
教育職給料表(三)(イ)	426,333 (426,333)	419,446 (435,358)	101.6 (97.9)
研 究 職 給 料 表	395,868 (395,868)	381,513 (395,706)	103.8 (100.0)
医 療 職 給 料 表 (一)	818,567 (818,567)	788,972 (809,125)	103.8 (101.2)
医 療 職 給 料 表 (二)	386,467 (386,467)	373,419 (387,696)	103.5 (99.7)
医 療 職 給 料 表 (三)	392,629 (392,629)	379,716 (394,244)	103.4 (99.6)

2 職種別民間給与実態調査

(1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1,204 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
全 産 業	281	133	98	50
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	23	13	3	7
製 造 業	121	47	45	29
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	64	37	19	8
卸 売 ・ 小 売 業	37	20	13	4
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	15	11	4	0
教育、学習支援業、医療、福 祉、サービス業	21	5	14	2

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模が対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が 33 あった。

(2) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

県の行政職給料表適用職員と民間事業所の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢等の条件が対応すると認められる者について、平成 22 年 4 月分の給与を、県職員を基準とするラスパイレ方式で比較したところ、民間給与が知事等及び職員の給与の特例に関する条例 (以下「特例条例」という。) による減額措置前の職員給与を 1 人当たり平均 1,469 円 (0.38%) 上回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (減額措置前) (B)	較差 ((A) - (B)) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
390,821 円	389,352 円	1,469 円 (0.38%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレ方式)。
2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれに類する手当を除いたものである。
3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 6,416 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 6,334 人である。

《参考》特例条例による減額措置後の職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (減額措置後) (B)	較差 ((A) - (B)) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
390,821 円	389,236 円	1,585 円 (0.41%)

イ 民間における扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,188円
配偶者と子1人	19,523円
配偶者と子2人	26,541円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(備考) 県職員に係る扶養手当の現行支給月額を、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

ウ 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況

支給の有無	事業所の割合
支給	49.0%
非支給	51.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上26,000円未満

(備考) 県職員に係る住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

エ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

平成21年8月から平成22年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の3.96月分（事務・技術等従業員）に相当している。

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	
	下半期 (A1)	357,114円	259,266円
	上半期 (A2)	359,231円	259,663円
特別給の支給額	下半期 (B1)	707,461円	444,129円
	上半期 (B2)	711,463円	465,101円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$	1.98月分	1.71月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$	1.98月分	1.79月分
	年間計	3.96月分	3.50月分

(注) 下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、4.15月分である。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成22年10月7日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

(1) 職員の給与に関する報告（要旨）

ア 平成22年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

本年の人事院勧告においては、月例給については、公務員給与が民間給与を上回っていることから、50歳台後半層の職員の俸給及び俸給の特別調整額を減じて支給することとし、あわせて、中高年齢層の職員を対象とした俸給表の引下げ改定等を行うこととしたほか、期末手当及び勤勉手当についても、公務の年間支給月数が民間の年間支給割合を上回っていることから、公務の年間支給月数を引き下げることにしている。

次に、職種別民間給与実態調査により、県内民間事業所の本年の春季賃金改定動向等をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年と同程度であるものの、定期昇給を実施した事業所では、前年と比較して昇給額を増額した事業所の割合が昨年よりも増加しているほか、一時帰休・休業や賃金カット等の雇用調整を実施した事業所の割合が昨年よりも減少しているなど、引き続き厳しい状況の中、月例給については、一定の改善傾向がうかがわれる。

ところで、職員給与については、特例条例による減額措置が実施されているが、本人事委員会としては、この減額措置が時限的な特別例外の措置であることや、本来支給されるべき給与水準を示すという給与勧告制度の趣旨から、減額措置前の職員給与と民間給与とを比較することが適当であると判断する。

なお、減額措置前の職員給与は、給与構造改革による給料表水準の引下げに伴う経過措置の適用者が逡減していることや、昨年の民間給与との較差を解消するために、地域手当の暫定的な支給割合を引き下げたことなどから、昨年よりも減少している。その結果、本年4月現在における職員給与と民間給与を比較すると、民間給与が職員給与を上回っている状況にある。

本人事委員会は、これまで、地域手当について、給与構造改革による給料表水準の引下げに伴う経過措置が適用されていることなど、本県の状況等を総合的に勘案し、県内に勤務する職員の暫定的な支給割合等について、民間給与との較差を踏まえ、適切な措置を講じる必要があることなどを報告したところであるが、この状況は本年も同様である。

これら諸般の事情を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

(ア) 給料表等

人事院は、本年、医療職俸給表(一)等を除く俸給表について、中高年齢層の職員を対象とした引下げ改定を行うこととし、上位の級の引下げ幅を大きくすることとしている。こうした人事院における俸給表改定の考え方は、本県においても取り入れるべきであることから、給料表については、国家公務員の俸給表の改定に準じて改定を行う必要がある。なお、教育職給料表については、全国人

事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」を参考に、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

また、給料表について上記のとおり改定を行うことを踏まえ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第64号）附則第9条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第65号）附則第7条の規定による給料（以下「経過措置額」という。）についても、医療職給料表（一）の適用者及び第2号任期付研究員を除き、引き下げる必要がある。引下げ後の経過措置額の算定基礎となる額は、平成18年3月31日において受けていた給料月額に、その者に係る昨年の経過措置額の引下げ率（△0.18%）及び本年の行政職給料表の最大の号給別改定率（△0.17%）を考慮して定めた率を乗じて得た額とすることが適当である。

（イ）諸手当

A 地域手当

本年の民間給与との較差を解消するため、県内に勤務する職員の地域手当の暫定的な支給割合について、上記（ア）の改定内容も踏まえ、適切な措置を講じる必要がある。

B 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、本年の民間事業所における賞与等の特別給の支給割合（3.96月分）を考慮し、職員の年間支給月数（4.15月）を0.2月分引き下げ、3.95月分とする必要がある。

（ウ）改定の実施時期等

上記（ア）及び（イ）Bは、職員の給与水準を引き下げる内容であるため、国家公務員の改定に準じて、本年4月に遡及することなく、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日。以下「実施日」という。）から実施することが適当である。

なお、期末手当及び勤勉手当については、引下げ後の年間支給月数を踏まえ、期末手当及び勤勉手当それぞれについて改定後の年間支給割合に応じた額を超えないよう、適切な調整措置を講じる必要がある。

また、上記（イ）Aは、本年4月現在における職員給与と民間給与を均衡させるための措置であることから、同月に遡及して実施する必要がある。あわせて、実施日においても、上記（ア）の改定を踏まえた適切な措置を講じ、これを実施する必要がある。

イ 給与制度をめぐる諸課題

（ア）給与構造改革への対応

A 給与構造改革の進捗状況等

平成18年度から実施されてきた給与構造改革について、国においては、本年度、地域手当をはじめとする諸手当について、本来の支給割合及び支給額が適用されることとなり、これをもって、当初予定されていた施策の導入・実施が終了することとなる。

また、各都道府県においても、国と同様の考え方にに基づき、給与構造改革が実施されている。本県においても、平成18年度から、国家公務員の俸給表に準じた給料表の導入や勤務実績の給与への反映などを実施するとともに、地域手当について、本人事業委員会は、平成18年に、民間事業所における賃金の地域間水準差の状況を踏まえつつ、本県職員の勤務実態等を考慮し、その支給地域及び支給割合を勧告した。

しかし、県外に勤務する職員並びに医師及び歯科医師については、国家公務員に適用される地域手当の支給割合に準拠することを基本とする一方、県内に勤務する職員（医師及び歯科医師を除く。以下同じ。）については、平成18年に本人事業委員会が行った地域手当に関する勧告が実施されていないことや、給料表水準の引下げに伴う経過措置が適用されていることなど本県の状況等を総合的に勘案し、職員給与と民間給与との較差を踏まえつつ、平成19年度以降、地域手当の暫定的な支給割合等による措置を講じてきたところである。

この間、平成20年3月には、学識経験者や各地域の人事委員会事務局長等を構成員とする「人事委員会の機能強化及び連携方策等に関する検討会」が取りまとめた報告書において、地域手当と給料表の関係について、「頻繁に変わることのない地域民間給与の大きな傾向が地域手当に反映され、毎年度の変動が給料表に反映されることが適切である。」との考えが示されたところである。

これらのことを考慮すれば、本県においても、県内に勤務する職員の地域手当について、早急に、支給地域及び支給割合を固定し、本県における給与構造改革の取組を完成させる必要がある。その上で、毎年の民間給与との較差について、給料表又は地域手当を除いた諸手当を改定することにより解消を図ることが適当である。

なお、給与構造改革期間終了後の取組として、人事院は、平成23年4月に、これまで抑制されてきた昇給の回復措置を実施することとしているが、本県では、給料表水準の引下げに伴う経過措置の適用状況等を勘案し、国と同様の昇給の抑制措置を行っていないことから、人事院が実施することとしている昇給の回復措置については、行わないこととする。

B 地域手当

昨年、本人事業委員会は、給与構造改革への対応について、給料表との関係を含む、県内に勤務する職員の地域手当の暫定的な支給割合の今後の取扱いなど、地域手当制度全般にわたる、その在り方などについて、引き続き、多面的な視点からの検討を行っていくことを報告した。

Aで述べたとおり、国や他の都道府県との均衡を図る観点等から、本県においても、県内に勤務する職員の地域手当について、これまで講じてきた地域手当の暫定的な支給割合等による措置を廃止し、早急に、支給地域及び支給割合を固定し、職員給与への影響を考慮しつつ、遅くとも、人事院において国家公務員の定年延長の導入が検討されている、平成25年4月までに実施する必要がある。

一方、平成18年の本人事業委員会の勧告以降、地方機関の再編等により広島市域に勤務する職員の割合が高くなるなど、県内に勤務する職員の勤務実態に変化が生じていることや、他府県において地域手当の支給区分を簡素化するなどの方向で見直しが行われていることなど、地域手当

を取り巻く環境が大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、全国的な視点から見た本県全体の民間賃金水準や県内地域間の民間賃金水準差の状況を基礎としつつ、県内の民間事業所における勤務地域による給与の支給状況や県内地域間の物価水準等の実情のほか、円滑な人事異動及び適切な人材配置を確保する必要性等を総合的に考慮すると、現時点において、本人事委員会としては、県内に勤務する職員の地域手当の支給地域及び支給割合を別表のとおりとし、地域手当の異動保障措置については、これを受けている職員に対する適切な経過措置を講じた上で、行わないこととすることが適当であると考え

る。
なお、Aでも述べたとおり、地域手当の支給地域及び支給割合を固定した後は、毎年の民間給与との較差について、給料表又は地域手当を除いた諸手当を改定することにより、解消を図ることが適当である。

別表 県内に勤務する職員の地域手当の支給地域及び支給割合

支給区分	支給割合	都道府県	支給地域
3級地	6%	広島県	広島市、安芸郡府中町
4級地	3%	広島県	上記以外の広島県内の市町

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(イ) 50歳台後半層の職員の給与

人事院は、当面の措置として、本年の公務員給与と民間給与との較差(△0.19%)を解消するための措置を通じて、50歳台後半層の給与水準の是正を図ることとしている。その具体策としては、定年延長の実施に当たって、50歳台後半層の給与制度を見直すことが考えられることから、当面、50歳台後半層の一定の職員の俸給及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減じて支給することとしている。

本県では、本年4月現在において民間給与が職員給与を上回っている状況にあることなどから、50歳台後半層の職員の給与抑制措置について、本年は、実施しないことが適当であるが、今後、50歳台後半層の職員の給与について、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、調査、研究していく。

(ウ) 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当について、国においては、既に廃止されたところであるが、職員の居住実態、手当の定着の度合いや公民較差への影響を考慮する必要もあることから、引き続き、他の都道府県の動向等を注視しつつ、調査、研究していく。

(エ) 特勤手当等

特勤手当等については、本年4月に国の特勤官署等の指定の見直しが行われたところであり、このことを踏まえて、特勤公署等の指定の見直しを検討する必要がある。

(オ) 時間外勤務手当

人事院は、民間の実態を踏まえ、月 60 時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日における勤務の時間を含めることとし、平成 23 年 4 月から実施することとしている。また、月 45 時間を超え 60 時間を超えない超過勤務手当の支給割合の引上げについては、見送ることとしている。

本県においても、国と同様の取扱いとすることが適当である。

(カ) 教員給与

公立学校の教員給与の在り方については、国や他の都道府県の動向を注視しながら、引き続き調査、研究を行い、検討を進めていく必要がある。

ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものであり、地方公務員法に定める職員の給与決定原則に基づいた給与制度の運用が望まれる。

本年、本人事委員会は、民間給与との較差等を踏まえ、月例給を引き上げる一方で、特別給については引き下げることを求めるものであるが、職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の期待と要請にこたえるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

(2) 勧告（要旨）

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

ア 改定の内容

(ア) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(一)及び第 2 号任期付研究員の給料表を除く。）を別表 1 から別表 7 までのとおり改定すること（別表 1 から別表 7 略）

(イ) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 17 年広島県条例第 64 号。以下「平成 17 年改正条例」という。）附則第 9 条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年広島県条例第 65 号。以下「平成 17 年市町立学校職員改正条例」という。）附則第 7 条の規定による給料

平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職

員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること

- A 平成22年1月1日において現行の平成17年改正条例附則第9条第1項各号に掲げる職員以外の職員又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）第3条第1項各号に規定する給料表の適用を受ける職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ現行の平成17年市町立学校職員改正条例附則第7条第1項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員であった者（Bにおいて「平成21年度減額改定対象職員」という。）100分の99.65
- B 平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。）100分の99.83

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

- A 再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員以外の職員
- a 平成22年度の支給割合
- (a) 期末手当の年間支給割合を2.6月分（特定幹部職員にあつては、2.2月分）とすること
- (b) 勤勉手当の年間支給割合を1.35月分（特定幹部職員にあつては、1.75月分）とすること
- b 平成23年度以降の支給割合
- (a) 期末手当の年間支給割合を2.6月分（特定幹部職員にあつては、2.2月分）とし、6月、12月及び3月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分、1.15月分及び0.35月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.9月分、0.95月分及び0.35月分）とすること
- (b) 勤勉手当の年間支給割合を1.35月分（特定幹部職員にあつては、1.75月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.875月分）とすること
- B 再任用職員
- a 平成22年度の支給割合
- (a) 期末手当の年間支給割合を1.45月分（特定幹部職員にあつては、1.25月分）とすること
- (b) 勤勉手当の年間支給割合を0.65月分（特定幹部職員にあつては、0.85月分）とすること
- b 平成23年度以降の支給割合
- (a) 期末手当の年間支給割合を1.45月分（特定幹部職員にあつては、1.25月分）とし、6月、12月及び3月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分、0.7月分及び0.2月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.45月分、0.6月分及び0.2月分）とすること
- (b) 勤勉手当の年間支給割合を0.65月分（特定幹部職員にあつては、0.85月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.425月分）とすること
- C 任期付研究員及び特定任期付職員
- a 平成22年度の支給割合
- 期末手当の年間支給割合を2.95月分とすること
- b 平成23年度以降の支給割合

期末手当の年間支給割合を2.95月分とし、6月、12月及び3月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分、1.35月分及び0.35月分とすること

イ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること

ただし、アの（ウ）のAのb、Bのb及びCのbについては、平成23年4月1日から実施すること

(イ) 平成22年度に支給する期末手当及び勤勉手当に関する調整措置

平成22年度に支給する期末手当及び勤勉手当それぞれの合計額が、アの（ウ）のAのa、Bのa及びCのaによる改定後の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合に応じた額を超えないよう、適切な調整措置を講じること

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告（要旨）

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 人材の育成

社会経済情勢や公務員を取り巻く環境が大きく変化する中、複雑・高度化した行政課題に的確に対応し、質の高い行政運営を実現していくためには、有為な人材を確保するとともに人材の育成を図り、組織の総合力をより一層向上させることが不可欠である。

(ア) 人材の確保と育成

職員採用試験の受験者の確保については、少子化に伴う受験年齢人口の減少などにより、今後も厳しい状況が続くと見込まれる。

また、職員採用抑制措置の長期化に伴い、知事部局の職員の年齢構成は35歳以下の層が著しく減少しており、将来の適正な組織運営に支障を来すことのないよう、中・長期的な視点に立った計画的な職員採用が必要となっている。

こうした中、本年度新たに、多様な経験を有する人材を確保するため、年齢要件を27歳から34歳までとする社会人経験者等採用試験を実施することとした。

採用試験制度については、これまで様々な観点から改善に努めてきたところであるが、今後、新たな試験の結果を検証し、国や他の都道府県の動向を踏まえ、多様な人材を確保するための試験のあり方について研究、見直しを行っていく必要がある。

また、任命権者と連携を図りながら、求める人材や公務の魅力の積極的な情報発信に努めていきたい。

さらに、職員の能力と意欲を引き出し、最大限に活用していくことが重要であり、各任命権者において、人材育成の基本的な計画を策定し、種々の取組が実行されてきたところである。引き続き、

職務段階に応じた能力の開発・向上につながるOJT（日々の仕事を通じての人材育成）や研修など効果的な人材育成の取組が求められる。

（イ）人事評価制度の充実

人事評価は、職員の能力や実績を公正かつ客観的に把握し、その結果に基づいた適正な人事管理を行うことにより、人材の育成を図ることができる重要なツールである。

国においては、人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎と位置付ける新たな人事評価制度が平成21年4月から導入されたところである。

本県においても、各任命権者による人事評価制度の運用が行われ、さらに、管理職を対象とした査定昇給や勤勉手当の成績率の運用、知事部局での管理職における目標管理制度の試行実施、育成面談、苦情処理制度の導入などの取組が進められている。

今後、個々の職員の制度や評価に対する信頼性を高める措置を講じながら、これまでの取組についての検証を行い、評価結果の任用や給与等への活用を進めるなど、人事評価制度の充実を図っていく必要がある。

イ 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

（ア）両立支援制度の活用

仕事と生活の調和を図りつつ働けるような勤務環境を整備する上で、育児や介護に責任を有する職員について両立支援の取組を推進していくことは重要であり、本県においても、育児休業の要件の緩和など、両立支援制度の整備がなされてきたところである。

しかし、両立支援制度のうち、男性職員の育児参加については、利用状況が低調であり、制度の認知度が低いことや、制度を活用しやすい職場環境づくりが課題としてあげられる。

各任命権者は、両立支援制度について職員の理解を深めるとともに、制度の活用に関する職場内の意識啓発を行うことが大切である。

（イ）時間外勤務の縮減

職員の健康保持、仕事と生活の調和の観点から、時間外勤務の縮減は積極的に取り組むべき重要な課題である。

各任命権者においては、これまでも様々な取組が進められているが、全体としては、時間外勤務の状況が改善したとは言えず、依然として、時間外勤務が長時間に及ぶ職員が見受けられる。

各任命権者は、管理監督者に対し、所掌する事務事業の内容を的確に把握し、職員の心身両面の健康に配慮しつつ、勤務時間の適正な管理を行うことを徹底しながら、事務事業の見直しを行うなど実情に即した時間外勤務縮減策の取組を継続して進めていく必要がある。

（ウ）長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤の解消については、任命権者においてこれまで種々の努力が行われてきたところであるが、十分な解消が見られないのが現状である。

職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、職員の長距離・長時間通勤を解消する必要があることについては、これまでも指摘してきたところである。

効率的な公務運営と人事異動における適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策が求められており、長距離・長時間通勤の解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤を極力解消していく必要がある。

ウ 公務運営の改善に関する課題

(ア) 高齢期の職員の雇用問題

平成25年度から公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、60歳定年の場合、年金が支給されず無収入となる期間が発生し、平成37年度には65歳まで年金の支給が一切行われないこととなる。

こうした年金制度の変更に対応し、雇用と年金の連携を図るため、すでに民間企業においては、65歳までの雇用確保措置が法律によって義務付けられている。

また、国家公務員について、人事院は、「来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくためには、定年を段階的に65歳まで延長することが適当」との方針を示し、本年中に具体的な立法措置のための意見申出を行うとしている。

職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整えることは重要な課題である。本県においても、新規採用の確保や組織活力の維持を前提に、再任用制度の検証を行いながら、国や他の都道府県の動向を踏まえ、定年延長等の課題について早急に検討を進める必要がある。

(イ) 職員の健康管理

職員の健康管理は、個々の職員にとってはもちろん、効率的な公務運営を確保するために、組織全体にとっても重要な問題である。

その中でも、職員のメンタルヘルス対策については、研修対象者の拡大、相談制度の拡充といった新たな取組も行われているものの、精神疾患による休職者は依然として多数にのぼっており、各任命権者においては、これまでの取組内容を分析し、効果的な対策を一層推進する必要がある。

特に、予防の観点から、心身の健康に影響を及ぼすような職場のストレスを低減するための取組として、上司と部下、同僚間の円滑な意思疎通の確保などによる職場の良好な雰囲気構築に努めることや、職員の早期職場復帰・再発防止の観点から、各任命権者が実施している職場復帰支援制度の効果を検証し、一層の有効活用を検討することが重要である。

なお、病気休暇制度について、現在、国において1回の病気休暇の上限期間を設定するなどの見直しが検討されており、本県においても今後、見直しを検討する必要がある。

4 職員の給与制度改定の動き

(1) 給料表

本人事業委員会が平成22年10月7日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する報告（以下「報告」という。）」のとおり改正された。（平成23年1月1日適用）

また、県内の地域手当の支給割合等の固定に伴い、給料表の給料月額について定率による水準調整が行われた。（平成23年4月1日適用）

(2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第64号）附則第9条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第65号）附則第7条の規定による給料

報告のとおり改正された。（平成23年1月1日適用）

また、県内の地域手当の支給割合等の固定に伴い、定率による水準調整が行われた。（平成23年4月1日適用）

(3) 諸手当

ア 期末手当及び勤勉手当

報告のとおり改正された。（平成23年1月1日及び同年4月1日適用）

イ 地域手当

報告を踏まえた検討がなされた結果、民間給与との較差を踏まえた暫定的な支給割合の措置等が講じられた。（平成22年4月1日及び平成23年1月1日適用）

また、報告を踏まえ、平成23年度から地域手当の異動保障措置及び暫定的な支給割合を廃止し、県内における地域手当の支給地域及び支給割合が固定された。（平成23年4月1日適用）

審 查 關 係 業 務

第4 審査関係業務

1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には不服申立て（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

不服申立て及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 不利益処分に関する不服申立て

平成12年（不）第2号～第1304号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 県立学校教職員（1,304名） 処 分 者 広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成11年12月28日，平成12年2月10日
(2) 処分内容	戒告
(3) 処分手由	「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況調べ」を適正に記入し、提出するように校長から職務命令が出されていたにもかかわらずこれに従わなかったことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地公法第32条及び信用失墜行為を禁止した地公法第33条に違反する。
3 不服申立理由の要旨	<p>いわゆる「組合年休」は、1972年に県教委との間で交わされた覚書等をもとに労使慣行として行われてきた。「回復措置」の一部として組合年休が行使されていたものであり、このことは県教委として「周知の事実」であった。</p> <p>「県立学校長に対する事務委任規程」にあるように教職員の服務監督権限は学校長にあり、県教委が校長の服務監督権限を越えて「自己申告」を求めるのは不当である。</p> <p>「組合年休」を一方的に違法行為とし、処分を前提として「自己申告」を求めるのは、自白の強要であり、憲法第38条違反である。また時間の特定が不可能であったため「記憶にない」と書いて提出せざるを得なかった者もいるが、職務命令に応じて提出したにもかかわらず、地公法第32条違反を根拠とする処分は不当である。</p>
4 審査の経過	
平成12年2月4日	不服申立て（1,303名）
平成12年2月21日	不服申立て（1名）
平成12年2月23日	受理（1,261名）
〃	却下（43名：申立ての資格を欠く）
平成12年7月13日～平成17年6月14日	取下げ（計29名）
平成17年6月29日	第1回準備手続
平成17年8月2日	第2回準備手続
平成17年8月22日	取下げ（1名）
平成17年8月26日	取下げ（1名）
平成17年9月1日	第1回口頭審理
平成17年11月22日	第2回口頭審理
平成17年12月21日	第3回口頭審理
平成18年1月6日	取下げ（1名）
平成18年2月9日	第4回口頭審理
平成18年3月28日	第5回口頭審理
平成18年4月25日	第6回口頭審理
平成18年5月30日	第7回口頭審理
平成18年6月6日	取下げ（1名）
平成18年7月6日	第8回口頭審理
平成18年8月7日	第9回口頭審理

平成18年8月9日	取下げ（1名）
平成18年9月12日	第10回口頭審理
平成18年10月30日	第11回口頭審理
平成18年11月28日	第12回口頭審理
平成19年1月24日	第13回口頭審理
平成19年3月28日	第14回口頭審理
平成19年5月22日	第15回口頭審理
平成19年7月5日	第16回口頭審理
平成19年9月26日	取下げ（1名）
平成19年10月29日	第17回口頭審理
平成20年2月13日	第18回口頭審理
平成20年3月24日	第19回口頭審理
平成20年4月13日	取下げ（1名）
平成20年4月23日	第20回口頭審理
平成20年5月28日	第21回口頭審理
平成20年8月20日	第22回口頭審理
平成20年10月15日	第23回口頭審理
”	取下げ（11名）
平成21年5月18日	取下げ（1名）
平成21年6月26日	取下げ（1名）
平成22年12月28日	取下げ（1名）

5 審査の方法 公開口頭審理

平成13年（不）第25号～第65号事案

平成14年（不）第5号，第6号，第67号～第70号事案（戒告処分取消請求）

1 当事者 審査請求人 市町村立学校教職員
（平成13年度入学式分41名・平成13年度卒業式分2名・平成14年度入学式分4名）
処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成13年5月11日・平成14年3月28日・平成14年5月10日

(2) 処分内容 戒告

(3) 処分事由 入学式又は卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、起立しなかった（職務命令違反，信用失墜行為）。これまでも同様の行為を行っているもの。

3 不服申立理由の要旨

(1) 職務命令は、国旗国歌法や学習指導要領を逸脱し、憲法の保障する思想及び良心の自由，表現の自由，教育の自由を侵害しているものである。

(2) 職務命令を受けていない。

(3) 地公法第33条違反（信用失墜行為）については処分手由として成立しない。

4 審査の経過

平成13年7月2日 13年度入学式分不服申立て

平成13年7月17日 13年度入学式分受理

平成14年5月23日，24日 13年度卒業式分不服申立て

平成14年6月10日 13年度卒業式分受理

平成14年6月21日 14年度入学式分不服申立て

平成14年7月3日 14年度入学式分受理

平成16年12月14日 47件を併合

平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。

5 審査の方法 公開口頭審理

平成13年（不）第66号～第101号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教職員（36名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成13年5月11日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成12年度卒業式の国歌斉唱時に着席したことで文書訓告を受け、平成13年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席したことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した同法第33条に違反する。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 職務命令を受けていない。
 - (2) 職務命令の内容が憲法等に違反する。
 - (3) 起立しなかったのは、正当な教育活動の実践である。
 - (4) 法令違反であるとしても、その程度に対して懲戒は重すぎる。
- 4 審査の経過
平成13年7月2日 不服申立て
平成13年7月17日 受理
平成14年5月17日 取下げ（1名）
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成14年（不）第7号～第19号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（13名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成14年3月28日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 次の行為（審査請求人ごとに異なる。）は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した同法第33条に違反する。
ア 平成12年度卒業式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年3月30日付けで文書訓告を受け、また、平成13年度入学式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年5月11日付けで戒告を受け、さらに、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。
イ 平成12年度卒業式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年3月30日付けで文書訓告等を受け、また、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。
ウ 平成13年度入学式の国歌斉唱時に着席（退場）したことにより平成13年5月11日付けで文書訓告を受け、また、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 職務命令を受けていない。
 - (2) 職務命令の内容が憲法に違反する。
 - (3) 地公法第33条違反となる理由が理解できない。
- 4 審査の経過
平成14年5月27日 不服申立て
平成14年6月10日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成14年（不）第72号～第78号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（7名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成14年5月10日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 これまでにも事前に校長から卒業式及び入学式の国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず（退場したり）起立しないという行為を行っているところであるが、平成14年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう（又は入学式に参加するよう）職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立（又は式に参加）しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 職務命令を受けていない。
 - (2) 職務命令の内容が憲法等に違反する。
 - (3) 新学期に備えて、教材の準備を職員室で行っていた行為を処分の対象とするのはおかしい。
- 4 審査の経過
平成14年7月3日 不服申立て
平成14年7月9日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第15号～第22号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（8名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成15年3月28日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 これまでにも事前に校長から卒業式及び入学式の国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず起立しないという行為を行っているところであるが、平成14年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 職務命令を受けていない。
 - (2) 君が代斉唱時に起立を求める職務命令は、効力を有しない。
 - (3) 憲法に違反する。
 - (4) 体調が悪くなったため着席していたものである。
- 4 審査の経過
平成15年5月27日 不服申立て
平成15年6月10日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第46号～第48号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成15年5月9日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成15年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう（又は入学式に参加するよう）職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立（又は式に参加）しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも、職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 理由もなく納得できないことに従うことはできない。
 - (2) 転勤して間もない者に対して詳しい説明がなかったため参加できなかった。
 - (3) 事情を聞くことなく処分された。
- 4 審査の経過
平成15年6月30日 不服申立て
平成15年7月16日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第49号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成15年5月9日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成15年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも、職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成15年7月3日 不服申立て
平成15年7月16日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第50号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成15年5月9日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成15年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも、職務命令に反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。

- 4 審査の経過
 平成15年7月3日 不服申立て
 平成15年7月16日 受理
 平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成16年（不）第14号～第18号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（5名）・元県立学校教員（1名）
 処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 (1) 処分年月日 平成16年3月30日
 (2) 処分内容 戒告
 (3) 処分事由 平成15年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
 なお、これまでも事前に校長から卒業式及び入学式の国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
 (1) 憲法に違反する。
 (2) 口頭による職務命令は、職務命令として受け入れられない。
 (3) 君が代斉唱時に立たなくてはならない理由がなく、納得できないことに従うことはできない。
- 4 審査の経過
 平成16年5月25日 不服申立て
 平成16年6月14日 5件受理・1件却下
 平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成16年（不）第38号～第40号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）
 処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 (1) 処分年月日 平成15年5月14日
 (2) 処分内容 戒告
 (3) 処分事由 平成16年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
 なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
 (1) 国旗国歌法には義務条項がない。職務命令に法的根拠がなく、起立・斉唱をしなくても信用失墜行為にならない。
 (2) 本件処分は、国家権力による教育支配を進めようとする行為である。
 (3) 本件職務命令は、憲法に違反し、効力を有しない。
 (4) 君が代斉唱時に立たなければならない理由がない。理由もなく納得できないことに従うことはできない。
- 4 審査の経過
 平成16年7月12日 不服申立て
 平成16年8月4日 受理
 平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第2号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでにも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成17年4月15日 不服申立て
平成17年5月30日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第3号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでにも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成17年4月15日 不服申立て
平成17年5月30日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第4号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでにも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成17年4月15日 不服申立て
平成17年5月30日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第7号～第9号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 憲法に違反する。
 - (2) 職務命令を受けていない。
 - (3) 「日の丸」「君が代」を卒業式で行う理由、斉唱時に立たなくてはならない理由がなく、納得できないことに従うことはできない。
- 4 審査の経過
平成17年5月20日 不服申立て
平成16年5月30日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第14号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立斉唱を強制する職務命令は、憲法及び教育基本法に違反する不当なものである。
- 4 審査の経過
平成17年6月4日 不服申立て
平成17年6月14日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第15号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

- 3 不服申立理由の要旨
- (1) 国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが、憲法、教育基本法に違反する。
 - (2) 戦争業務命令に抗した行為に罰せられる点はない。
- 4 審査の経過
- 平成17年5月16日 不服申立て
平成17年6月20日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第16号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
- (1) 処分年月日 平成17年5月13日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
「職務命令違反」「信用失墜行為」を理由としたこの処分は、日本国憲法及び教育基本法に違反した不当な処分である。
- 4 審査の経過
- 平成17年7月7日 不服申立て
平成17年7月21日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第17号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
- (1) 処分年月日 平成17年5月13日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時の着席に対して職務命令が発令されたり処分が行われたりすることは、憲法や教育基本法に反するものである。
- 4 審査の経過
- 平成17年7月9日 不服申立て
平成17年7月21日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第18号～第20号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 処分は憲法に違反するものである。
 - (2) 「日の丸」「君が代」を卒業式で行う理由、斉唱時に立たなくてはならない理由がなく、納得できないことに従うことはできない。
 - (3) 本人に事情を聞くことなく経済的な不利益をもたらす処分を行ったことは遺憾である。
- 4 審査の経過
平成17年7月8日 不服申立て
平成17年7月21日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
この戒告処分は、日本国憲法及び教育基本法に違反した県教育委員会の指示・命令に基づく学校長の職務命令に従わなかったということを理由にしたものであって、不当な処分である。
- 4 審査の経過
平成18年4月13日 不服申立て
平成18年5月12日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第2号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。
- 4 審査の経過
平成18年4月17日 不服申立て
平成18年5月12日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第3号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に規律させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。
- 4 審査の経過
平成18年4月17日 不服申立て
平成18年5月12日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第4号～第9号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（6名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

3 不服申立理由の要旨

- (1) 憲法に違反する。
- (2) 職務命令を出された覚えがない。
- (3) 職務命令によって国歌斉唱時に起立させる行為は内心の自由を踏みにじる許しがたい行為である。
- (4) 国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。
- (5) 起立しなければならない理由がない。理由もなく納得のいかないことに従うことはできない。
- (6) 教頭が突然近寄って「君が代」演奏中執拗に追いかけられた。恐怖のあまり立ち上がれないほど動揺させられたものである。

4 審査の経過

平成18年5月19日 不服申立て
平成18年5月22日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。

5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第10・11号事案（転任処分取消請求）

平成19年（不）第3号事案（転任処分取消請求）

1 当事者 審査請求人 市町立学校教員
(平成18年分2名・平成19年分1名)

処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

- (1) 処分年月日 平成18年4月1日・平成19年4月1日
- (2) 処分内容 転任

3 不服申立理由の要旨

- (1) 留任希望が無視された。
- (2) 組合活動へ介入して組合員へ不利益を生じさせる不当労働行為である。
- (3) 職員団体の役員が転勤させられており、職員団体活動への妨害である。
- (4) 異動を希望せず、希望と異なる異動が行われた。

4 審査の経過

平成18年5月16日 平成18年分不服申立て
平成18年8月23日 平成18年分受理
平成19年5月14日 平成19年分不服申立て
平成19年5月21日 平成19年分受理
平成22年4月23日 併合
平成22年11月11日 準備手続
平成22年1月13日 第1回口頭審理
平成23年3月30日 第2回口頭審理
平成22年度末現在 口頭審理を進めている。

5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第22号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年5月12日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に規律させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。
- 4 審査の経過
平成18年5月12日 不服申立て
平成18年5月22日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第23号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
「君が代」斉唱時に規律・斉唱をするよう発せられた職務命令自体が憲法及び教育基本法に違反するものであり、それにより発生する処分は不当なものである。
- 4 審査の経過
平成18年5月20日 不服申立て
平成18年6月19日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第24号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年5月12日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
「君が代」斉唱時に規律・斉唱をするよう発せられた職務命令自体が憲法及び教育基本法に違反するものであり、それにより発生する処分は不当なものである。
- 4 審査の経過
平成18年5月20日 不服申立て
平成18年6月19日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第25号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年5月12日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。
- 4 審査の経過
平成18年5月12日 不服申立て
平成18年6月19日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第26・27号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（2名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年5月12日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。「日の丸」「君が代」を式で行う理由、「君が代」の時には立たなくてはならない理由がない。
- 4 審査の経過
平成18年7月7日 不服申立て
平成18年7月31日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成19年（不）第4号～第11号事案（転任処分取消請求）

平成20年（不）第2号～5号（転任処分取消請求）

平成21年（不）第7号～8号（転任処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員
(平成19年分8名・平成20年分4名・平成21年分2名)
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成19年4月1日・平成20年4月1日・平成21年4月1日
 - (2) 処分内容 転 任
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 通勤時間が増大した。
 - (2) 健康に不安がある。
 - (3) 育児・介護等の家庭生活に支障が出る。
 - (4) 教育活動が中断させられた。
 - (5) 職員団体の役員が転勤させられており、職員団体活動への妨害である。
 - (6) 異動を希望せず、希望と異なる異動が行われた。
 - (7) 短期間（2年）で異動させられた。
- 4 審査の経過
平成19年5月18日 平成19年分不服申立て
平成19年9月3日 平成19年分4件受理、4件却下
平成20年5月23日 平成20年分不服申立て
平成20年6月27日 平成20年分受理
平成21年5月22日 平成21年分不服申立て
平成21年6月22日 平成21年分受理
平成22年1月15日 平成20年分1件取下げ
平成22年5月28日 平成21年分1件取下げ
平成22年6月11日 併合
平成22年12月1・24日 準備手続
平成22年12月14日 平成19年分1件取下げ
平成23年3月15日 第1回口頭審理
平成22年度末現在 口頭審理を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成19年（不）第12号～14号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成19年3月29日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成18年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった。このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した同法第33条に違反する。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立ての理由の要旨
国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。「日の丸」「君が代」を式で行う理由、「君が代」の時には立たなくてはならない理由がない。
- 4 審査の経過
平成19年5月25日 不服申立て
平成19年6月15日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成19年（不）第15号～19号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（5名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成19年5月11日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成19年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。「日の丸」「君が代」を式で行う理由、「君が代」の時には立たなくてはならない理由がない。
- 4 審査の経過
平成19年7月5日 不服申立て
平成19年7月31日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成20年（不）第6号～10号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（5名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成20年3月28日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成19年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過
平成20年5月23日 不服申立て
平成20年5月28日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成20年（不）第11号～14号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（4名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成20年5月9日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成20年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過
平成20年7月4日 不服申立て
平成20年7月10日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成21年（不）第3号～6号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（4名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成21年3月30日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成20年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。学習指導要領の逸脱になるのではないか。
- 4 審査の経過
平成21年5月21日 不服申立て
平成21年6月3日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成21年（不）第9号～10号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（2名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成21年5月8日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成21年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過
平成21年6月22日 不服申立て
平成21年6月30日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成21年（不）第11号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 小中学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成21年10月15日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成21年8月6日に行なわれる研修に参加するよう校長から職務命令を受けていたにもかかわらず、同研修に参加せず、更に所属校においても勤務しなかった。（職務命令違反、信用失墜行為）
- 3 不服申立理由の要旨
年休の申請に対して理由なく時季変更権を行使したこと、研修参加を職務命令をもって強制したこと、8月6日という原爆の日に研修日を設定したこと等、あらゆる意味で違法な処分である。
- 4 審査の経過
平成21年10月15日 不服申立て
平成21年10月20日 受理
平成22年7月2日 準備手続
平成22年9月13日 第1回口頭審理
平成22年10月26日 第2回口頭審理
平成22年11月19日 第3回口頭審理
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成21年（不）第12号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 警察本部職員
処 分 者 広島県警察本部長
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成21年10月29日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 部下である関係職員に対し、女性の羞恥心を無視した不適切な発言をし、また、関係職員が嫌悪の念を抱いていることを認識の上、ビデオ撮影を執拗に行うセクハラを行った。
- 3 不服申立理由の要旨
不適切発言の事実は存在しない。関係職員をビデオ撮影した事実は存在しない、あるいはセクハラ行為と言えないなど、事実誤認ないし懲戒権を濫用した違法な処分である。
- 4 審査の経過
平成21年10月29日 不服申立て
平成21年11月6日 受理
平成22年6月7日 準備手続
平成22年8月2日 第1回口頭審理
平成22年9月7日 第2回口頭審理
平成22年10月21日 第3回口頭審理
平成22年12月21日 棄却
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成22年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成22年3月29日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成21年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行った。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過
平成22年3月31日 不服申立て
平成22年4月7日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成22年（不）第2・3号事案（転任処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（2名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成22年4月1日
 - (2) 処分内容 転 任
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 組合活動へ介入して組合員へ不利益を生じさせる不当労働行為である。
 - (2) 希望と異なる異動が行われた。
 - (3) 通勤時間が増大した。
- 4 審査の経過
平成22年5月11日 不服申立て
平成22年9月1日 1件受理, 1件却下
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成22年（不）第4・5号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（2名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成22年3月29日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成21年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行った。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過
平成22年5月20日 不服申立て
平成22年5月26日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成22年（不）第6号～15号事案（転任処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（10名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成22年4月1日
 - (2) 処分内容 転任
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 通勤距離・通勤時間が増大した。
 - (2) 本人の健康に悪影響が生じている。
 - (3) 育児・介護等の家庭生活に支障が出る。
 - (4) 職員団体の役員が転勤させられており、職員団体活動への妨害である。
 - (5) 希望に沿わない異動が行われた。
 - (6) 短期間で異動させられた。
 - (7) 通勤に係る自己負担が生じた。
- 4 審査の経過
平成22年5月21日 不服申立て
平成22年9月1日 7件受理, 3件却下
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成22年（不）第16号～18号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成22年4月20日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成22年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過
平成22年6月10日 不服申立て
平成22年6月11日 受理
平成22年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成23年（不）第1号事案（懲戒処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成23年2月22日
 - (2) 処分内容 懲戒免職
 - (3) 処分事由 勤務時間中に女子生徒を自家用車に乗せ、抱きしめてキスをしたり、太ももを触る行為などを行った。（信用失墜行為）。
- 3 不服申立理由の要旨
処分理由には、キスについて請求人から行ったものではないことなどの事実誤認がある。
- 4 審査の経過
平成23年3月30日 不服申立て
- 5 審査の方法 非公開口頭審理

(2) 勤務条件に関する措置の要求

平成11年(措)第6号～第2458号事案(超過勤務に対する措置等)	
1	当事者 要求者 市町村立学校教員(2,453名) 当 局 広島県教育委員会
2	措置要求内容の要旨
(1)	1週間の勤務時間について条例どおり遵守し、週休日及び勤務時間の割り振りを明示すること
(2)	原則として命じてはならない時間外勤務を命じないこと
(3)	時間外勤務に対して相応分の時間による「勤務の軽減」「回復措置」を講じること
(4)	休日勤務を命じないこと
(5)	休日に勤務を命じる場合、事前に代休日を示すこと
(6)	週休日に勤務を命じないこと
(7)	週休日に勤務を命じるときは、週休日の振り替え日を事前に設けること
(8)	「指定休日(4)」を4時間完全保障すること
(9)	休憩時間を45分間完全保障すること
(10)	県教育委員会が1998年4月1日に通知した「教育職員の超勤を縮減するための当面の対応策」を徹底すること
(11)	回復措置を講じる根拠となる「勤務時間外における業務従事記録簿」を設置すること
(12)	「県立及び市町村立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行に伴う諸問題についての覚え書き及び確認事項(1972年2月21日)」を遵守すること
(13)	「超勤プロジェクト」において合意した事項を遵守すること
(14)	勤務・労働条件について、労使対等の原則に従って交渉に応じること
3	審査の経過
	平成11年12月22日 措置要求
	平成12年2月2日 受理

平成12年(措)第5号～第436号事案(超過勤務に対する措置等)	
1	当事者 要求者 県立学校教員(432名) 当 局 広島県教育委員会
2	措置要求内容の要旨
(1)	勤務時間の割り振りを職場長と分会で話し合い「職場協定書」を結ぶよう県教委が各職場長を指導すること
(2)	時間外勤務に相応する「勤務の軽減」「回復措置」を講じること
(3)	「勤務を要しない日」に勤務を命じないこと
(4)	やむなく「勤務を要しない日」に勤務を命じる場合は、事前に勤務の割り振りを行うこと
(5)	「指定休日(4)」を完全に取得できるよう保障すること
(6)	週休日に勤務を命じないこと
(7)	週休日に勤務を命じるときは、週休日の振り替え日を事前に設けること
(8)	「超勤プロジェクト」の「まとめ」を尊重し、話し合いを継続・機能させ、合意した事項を県教委は遵守すること
(9)	県教委との「覚書」「確認」を遵守し、「通知」については、その徹底をはかること
(10)	勤務・労働条件について、労使対等の原則に立って交渉に応じること
3	審査の経過
	平成12年3月24日 措置要求
	平成12年3月31日 受理
	平成12年7月3日 取下げ(1名)

平成21年（措）第1号事案（説諭及び賃金戻入の撤回）	
1	当事者 要求者 県立学校教員 当 局 広島県教育委員会
2	措置要求内容の要旨 無断欠勤をしたとして通告された説諭及び1時間分の賃金戻入を撤回すること
3	審査の経過 平成21年12月25日 措置要求 平成22年1月15日 受理

2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

平成22年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(平成22年度)

申出人の任命権者	件 数
知 事	6件
教 育 委 員 会	5件
警 察 本 部 長	0件

3 職員団体等

(1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第 53 条及び職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年広島県条例第 24 号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（県分）

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 22 年度）
自治労広島県職員労働組合	法人	昭 41. 10. 3	平 22. 4. 6 （役員）
広島県教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	平 23. 2. 21 （役員）
広島県高等学校教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	平 23. 3. 28 （規約・役員）
広島県学校教職員連盟	法人	昭 48. 1. 10	-
全広島教職員組合	法人	平 1. 12. 28	平 22. 4. 12 （役員）

職員団体の登録状況（受託分）

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 22 年度）
府中町職員労働組合	非法人	昭 42. 4. 6	-
大崎上島町職員労働組合	法人	平 16. 2. 13	平 22. 6. 25 （規約・役員） 平 23. 2. 21 （役員）
世羅町職員労働組合	法人	平 18. 4. 7	-
神石高原町職員労働組合	法人	平 17. 2. 15	平 22. 11. 26 （規約・役員）
宮島競艇施行組合職員労働組合	非法人	昭 50. 8. 11	平 22. 5. 13 （役員）